

## 健（検）診・健康づくり 問 ☎ 健康づくり推進課 ☎ 025-520-5712

### 各種健（検）診

市では、生活習慣病の早期発見、早期治療を推進するため、健康診査や胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・肝炎ウイルス・子宮頸がん・乳がんの検診を行っています。健（検）診の目的は、隠れている病気の発見だけではありません。年齢とともに変わるからだの状態を調べ、生活習慣改善の指標とするねらいもあります。年に1回は必ず受診しましょう。

健（検）診の種類	料金 (70歳以上無料)	対象年齢 (年度末時点の年齢※)	注意事項
市民健康診査	1,500円	18～39歳	職場等で健康診査の受診機会がない人
特定健康診査	1,500円	40～74歳	上越市国民健康保険加入者（70歳以上は無料）
後期高齢者健康診査	無料	75歳以上	74歳以下の後期高齢者医療制度加入者を含む
胃がん検診（胃部エックス線検査）	1,000円	40歳以上	受診券等に同封する案内の胃がん（バリウム）検診の注意事項を確認してください。
大腸がん検診（便潜血検査）	400円		検診を予約された人へ、検診日の1週間前頃に容器を郵送します。検診日を含む3日前から2日分の便をとり、検診日当日に容器を会場へお持ちください。
肺がん（結核）検診（胸部エックス線検査）	300円		受診券等に同封する案内の肺がん検診の注意事項を確認してください。
胸部CT検査	年齢に関係なく 6,400円		一定の要件を満たす人が受診できます。希望する人は、健（検）診会場で申し出てください。別日に実施します。
前立腺がん検診（血液検査）	2,400円	50歳以上の男性	希望者は、当日受付で申し出てください。
肝炎ウイルス検査（血液検査）	700円	40歳以上	これまでに受診したことがない人
子宮頸がん検診（内診と細胞診検査）	1,200円	20歳以上の女性	2年に1回の受診が基本です。
乳がん検診（マンモグラフィ検査）	1,600円	40歳以上の女性	

※例2022年4月1日～2023年3月31日の間に受診する場合は、「2023年3月31日現在の年齢」と読み替えてください。

#### 【健康診査の日程と会場】

健康診査及びレディース検診（子宮頸がん、乳がん）の日程・会場は、年度当初に全世帯に配布する「上越市健康診査カレンダー」、または市ホームページでご確認ください。

#### 【申込方法】

- 健康診査を受診するためには、予約が必要です。インターネットまたは電話予約でお申し込みください。  
上越医師会館または妙高健診室で受診を希望する場合は、上越医師会（平日午前9時～午後4時 ☎025-521-0507）へ。公民館や体育館での受診、またはレディース検診の受診を希望する場合は、健診予約専用ダイヤル（平日午前8時30分～午後5時15分 ☎025-521-6231、6233）または各総合事務所へ電話してください。



- 上越市健康診査・がん検診予約システム URL <https://www.joetsu.niigata.med.or.jp/tokutei/joetsu/>  
2 市が実施する健診を受診された人（過去2年間）には、日時・会場を割り振りしてはがきでご案内します。記載内容の変更やキャンセルする場合は、インターネットか電話で3週間前までにお申し込みください。受診券は2週間前に予約のある人へ送付します。

※令和3年12月時点の内容です。詳細は年度当初に配布する「上越市健康診査カレンダー」または市ホームページでご確認ください。

## 歯と歯ぐきの健康診断

問 ☎ 健康づくり推進課  
☎ 025-520-5841

市では18歳以上の人を対象に、無料で「歯と歯ぐきの健康診断」を実施しています。歯科医師による健診の後、歯科衛生士による歯みがき指導、個別相談を実施しています。普段聞けないお口の悩みをお気軽にご相談ください。

### 【対象年齢】

18歳以上

### 【日程や会場】

年度当初に全世帯に配布する「上越市健康診査カレンダー」に年間の内容が掲載されていますので、そちらで確認するか、市ホームページでご確認ください

## 健康相談

市では、市民の皆さんの健康を守るため、健康づくり推進課や各総合事務所窓口で保健師や栄養士が相談に応じています。自分自身やご家族の健康に不安や心配のある方は、お気軽にご相談ください。

### 【相談内容】

健(検)診結果に関すること  
からだの健康に関すること  
タバコをやめたい方  
栄養や食事に関すること  
その他、健康に関して相談したいこと など

### 【日程や会場】

窓口・電話相談：健康づくり推進課、各総合事務所

### 【受付時間】

月曜～金曜日（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）午前8時30分～午後5時15分

## エイズ相談

エイズに関する相談や検査は、上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）で実施しています。相談・検査は匿名で受けることができ、プライバシーは固く守られます。

### 【保健所エイズ専用電話】

月曜～金曜日（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）午前8時30分～午後5時15分

☎ 025-526-8120

### 【問合せ先】

上越保健所医薬予防課（春日山町3-8-34）

☎ 025-524-6134

## 高齢者のインフルエンザの予防接種費用を助成

問 ☎ 健康づくり推進課 ☎ 025-520-5711

市では、高齢者のインフルエンザ予防接種費用の公費助成を実施しています。

### 【対象者】

上越市に住所があり、次の1または2に該当する人

- 1 接種日現在、満65歳以上の人
- 2 接種日現在、満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、かつ身体障害者手帳1級に相当する人

### 【接種回数】

実施期間中、1人1回（実施期間：10月1日～翌年3月31日）

### 【自己負担額】

1,650円（対象者のうち生活保護世帯の人は無料）



## 高齢者外出支援助成事業

高齢者の外出を促し、閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するために、タクシー・バス利用券を交付します。

### 【対象者】

- ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみ世帯に属する75歳以上の人
- ③ 上越市タクシー利用料金等助成事業（障害のある人が対象）の交付対象となる障害のある人と65歳以上の人の世帯に属する75歳以上の人

### 【対象除外要件】

- ① 上越市タクシー利用料金等助成事業（障害のある人が対象）の交付対象者
- ② 介護保険の要介護認定者（要支援1・2は対象）
- ③ 市民税所得割課税世帯の人
- ④ 車を所有している世帯の人

### 【助成内容】

- ・タクシー・バス利用券の交付枚数  
150円券を月5枚、年間で60枚（9,000円分）交付します。  
※タクシー・バス利用券は、1回の乗車で複数枚利用できます。

### 【申請方法】

新規に利用を希望される人は、民生委員を經由して申請書を市へ提出してください。

## シニアパスポート

高齢者の皆さんの健康維持及び生きがいのある充実した生活を送るための手助けを行うことを目的に、市内の公共施設を半額程度で利用できる「上越市シニアパスポート」を発行しています。

### 【対象者】

70歳以上の市民。対象者には、70歳に到達する年度の初めに郵送しています。施設をご利用の際、受付に提示してください。利用対象施設については、高齢者支援課へお問い合わせください。



## 要援護世帯除雪費助成事業

自力で屋根、玄関前等の除雪ができない要援護世帯に対し、雪害事故を防止するため、除雪作業に要する費用の一部を助成します。

### 【対象世帯】

高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯などで、次の要件のいずれにも該当する世帯です。

- 1 市民税所得割非課税世帯
- 2 生活保護を受給していない世帯
- 3 自己の労力で除雪ができない世帯

- 4 当該家屋に居住している世帯
- 5 他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっていない人がいない世帯

### 【助成限度額】

多雪区域：65,600円 その他の区域：41,000円

### 【申請方法】

助成を希望される人は、民生委員を經由して申請書を市へ提出してください。

※令和5年度以降に制度内容の見直しの可能性があります。

## 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置をお貸しし、不安の解消と緊急時における適切な対応を図ります。市では、複数の業者と契約しており、利用者の生活状況に合わせて、緊急通報装置を選ぶことができます。詳しくは、高齢者支援課へお問い合わせください。

### 【対象者】

おおむね65歳以上で、急病、災害等の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められるひとり暮らしの高齢者等で、市民税所得割非課税世帯の人

### 【費用】

無料

### 【申請方法】

利用を希望される人は、地域包括支援センター、ケアマネジャーまたは民生委員を經由して申請書を市へ提出してください。



※画像はイメージです

## 紙おむつ給付

在宅で紙おむつを必要とする高齢者等に紙おむつを支給することにより、高齢者等の家庭における健やかで心地良い生活を支援し、介護者の経済的負担を軽減します。

### 【対象者】

市民税所得割非課税世帯に属し、在宅で介護保険法に規定する要介護1から5の認定を受けている人で、常時紙おむつを必要としている人です。（要支援1・2の人や要介護認定のない人で、排尿障害で通院・服薬が必要な場合等は、申請書にその旨を記入願います。審査を経て可否を通知します。）

### 【給付額】

支給対象者	支給上限額
要介護1・2の人	月額 3,500円（年額 42,000円）
要介護3の人	月額 4,000円（年額 48,000円）
要介護4・5の人	月額 5,000円（年額 60,000円）

※紙おむつのタイプは、フラット型、テープ型、パンツ型、尿取り用パッドまたは自動探尿器用尿パッドがあり、上限額の範囲内で希望するタイプを選ぶことができます。市で指定した業者に依頼することで、紙おむつが配達されます。

### 【申請方法】

利用を希望される人は、申請書を市へ提出してください。

## 寝具丸洗い乾燥サービス

寝具の衛生管理が困難なひとり暮らしの高齢者等に、寝具の丸洗い・乾燥サービスを実施し、快適で衛生的な生活を営めるよう支援します。

### 【対象者】

要支援以上の認定を受けている人、おおむね65歳以上のひとり暮らしの人、またはおおむね65歳以上の人で構成される世帯の身体が虚弱な人で、寝具の衛生管理が困難な人

### 【利用できる回数】

- 要支援以上の認定を受けている人
  - ・丸洗いサービス：年2回（5月・11月）
  - ・乾燥サービス：月1回（5月・11月を除く）
- ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の人
  - ・丸洗いサービス：年1回（11月）
  - ・乾燥サービス：月1回（11月を除く）

### 【費用（予定）】

- ・市民税所得割非課税世帯の人：無料
  - ・市民税所得割課税世帯の人（所得状況に応じて決定します。）：  
丸洗いサービス1回480円または960円、乾燥サービス1回300円または600円
- ※自己負担金額は、市議会3月定例会の審議後に決定します。

### 【申請方法】

利用を希望される人は、地域包括支援センター、ケアマネジャーまたは民生委員を經由して申請書を市へ提出してください。

## 訪問理・美容サービス

理・美容店へ行くことが困難な高齢者等に、訪問理・美容サービスを提供することで、在宅で快適な生活を営めるよう支援します。

### 【対象者】

要介護1～5の認定を受けていて、理髪店や美容院へ行くことができない人。

### 【費用等】

理・美容師さんの出張料は市が負担しますが、理・美容料金は利用者の負担となります。年6回利用できます。

### 【申請方法】

利用を希望される人は、ケアマネジャーまたは民生委員を經由して申請書を市へ提出してください。

## ふれあいランチサービス

ひとり暮らし高齢者等に、バランスのとれた食事を提供するとともに、配達時に直接手渡すことにより、安否確認を行い、高齢者等が健康で自立した生活ができるように支援します。

### 【対象者】

おおむね65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみ世帯等で身体が虚弱な人のうち、生活状況を確認させていただいた結果、サービス利用が適当と認められる人

### 【利用料（予定）】

1食につき、ごはんとおかずの場合は407円、おかずのみの場合は305円  
※利用料は、市議会3月定例会の審議後に決定します。

### 【申請方法】

利用を希望される人は、地域包括支援センター、ケアマネジャーを經由して申請書及びアセスメント票を市へ提出してください。

## 老人医療費助成制度

問 国保年金課  
☎ 025-520-5717

65歳以上70歳未満で「ひとり暮らしまたは寝たきりの状態」の人（後期高齢者医療制度に加入している人を除く）で、前年の合計所得金額が135万円以下の人を対象です。

医療機関などの窓口で老人医療費助成受給者証を提示することにより、かかった医療費の2割を自己負担することで、医療を受けることができます。

## 在宅介護手当給付事業

在宅で介護している家族に対して介護手当を給付することにより、介護者の慰労を図ります。

### 【対象者】

要介護認定3から5の人在宅で介護している人。（同居している場合に限りません。）

### 【支給額等】

- ・月額3,000円
- ・市で申請を受け付けた日の翌月分から給付。7月・11月・3月にそれぞれの月の分までを振り込みます。

### 【申請方法】

支給を希望される人は、ケアマネジャーを經由して申請書を市へ提出してください。



# 高齢者向け住宅リフォーム助成制度

高齢者の皆さんが住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるようにするとともに、介護者の皆さんの負担を軽減するため、住宅の改造等の費用を助成します。

## 【対象者】

おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けた人、またはその人と同居する親族の人。ただし、世帯全員の前年の収入額合計が600万円未満の世帯に限ります。

## 【対象となる工事】

要支援・要介護認定を受けた人が居住しやすくするために行う次の工事。居室または廊下等の改造、トイレの改造、浴室の改造、玄関の改造、段差解消機または階段昇降機の設置、ホームエレベーターの設置

## 【補助額】

30万円に、世帯の課税状況（所得税）に応じた補助率を乗じた額。ただし、対象となる工事の経費が30万円未満のときは、対象となる工事の経費に補助率を乗じた額となります。

## 【申請方法】

工事の着工前に指定する書類を提出してください。詳しくは高齢者支援課へお問い合わせください。

# 地域包括支援センター

問 ☎ すこやかにくらし包括支援センター ☎ 025-526-5623

高齢者の健康や介護、認知症のこと、障害に関すること、ひきこもり、生活困窮等の総合相談窓口

名称及び所在地	連絡先及び 開設日時※	担当エリア
地域包括支援センターたかだ 西城町3丁目6番31号 老人保健施設「くびきの」内	電話:025-526-1155 FAX:025-526-1157 開設日時:月～金 8:30～17:15	大手町、本城町、本町3～7丁目 北本町1～4丁目、仲町3～6丁目 寺町2.3丁目、大町3～5丁目、西城町1～4丁目 北城町1～4丁目、東本町1～5丁目 幸町、栄町、新町、高土町1.2丁目
みんなでいきる地域包括支援センター 大貫2丁目16番23号 特別養護老人ホーム 「サンクスルビの森」内	電話:025-520-8970 FAX:025-520-8971 開設日時:月～金 8:30～17:30	金谷区、三郷区
センター病院地域包括支援センター 南高田町6番9号 「上越地域医療センター病院」内	電話:025-527-3880 FAX:025-527-3855 開設日時:月～金 8:30～17:15	南本町1～3丁目、 南城町1～4丁目、本町1.2丁目 仲町1.2丁目、大町1.2丁目 東城町1～3丁目、寺町1丁目 南新町、南高田町、和田区
高田の郷地域包括支援センター 新南町28番地3 老人保健施設「高田の郷」内	電話:025-521-5133 FAX:025-521-5155 開設日時:月～金 8:30～17:30	新道区、諏訪区、津有区、高土区
リポーン地域包括支援センター 下門前1910番地 有料老人ホーム 「スローライフもんぜん」内	電話:025-530-7802 FAX:025-530-7804 開設日時:月～金 8:30～17:30	春日区、有田区
ふもと地域包括支援センター 中央1丁目23番26号 介護医療院「えがおと虹の森ふもと」内	電話:025-531-1502 FAX:025-543-2144 開設日時:月～金 8:30～17:30	西本町1～3丁目、御幸町、あけぼの 四ツ屋、旭区、横町、本町、荒川町 天王町、福永町、沖見町、塩浜町 浜町、住吉町、港町1.2丁目、市之町 八千浦区、保倉区、北諏訪区
地域包括支援センター府中会(拠点) 東雲町2丁目11番6号 ケアハウス「至徳路」内	電話:025-544-3325 FAX:025-544-3401 開設日時:月～金 8:30～18:00	東雲町1.2丁目、栄町1.2丁目 石橋、石橋1～2丁目 新光町3丁目、五智1～6丁目 アシスト上越マンション、五智新町 虫生岩戸、国府1～4丁目、小丸山団地 加賀町、谷浜・桑取区、名立区
名立地域包括支援センター(サテライト) 名立区名立大町4174番地 地域密着型介護老人福祉施設 「名立ひなさき」内	電話:025-520-8320 FAX:025-520-8302 開設日時:月～金 8:30～17:30	
しおさいの里地域包括支援センター 大潟くらし支援室(拠点) 大潟区土底浜1079番地 「大潟保健センター」内	電話:025-535-1151 FAX:025-535-1157 開設日時:月～金 8:30～17:30	大潟区、頸城区
しおさいの里地域包括支援センター 頸城くらし支援室(サテライト) 頸城区百間町636番地 「頸城区総合事務所」内	電話:025-546-7323 FAX:025-546-7325 開設日時:月～金 8:30～17:30	

名称及び所在地	連絡先及び 開設日時※	担当エリア
柿崎地域包括支援センター(拠点) 柿崎区柿崎5548番地 特別養護老人ホーム「よねやまの里」内	電話:025-536-6312 FAX:025-536-4405 開設日時:月～金 8:30～17:30	柿崎区
吉川地域包括支援センター(サテライト) 吉川区原之町1819番地1 特別養護老人ホーム 「ほほ笑よしかわの里」隣	電話:025-548-3030 FAX:025-548-3377 開設日時:月～金 8:30～17:30	吉川区
浦川原地域包括支援センター(拠点) 浦川原区顕聖寺242番地2 「浦川原高齢者生活福祉センター」内	電話:025-599-3872 FAX:025-599-3873 開設日時:月～金 8:30～17:30	浦川原区
安塚地域包括支援センター(サテライト) 安塚区安塚2549番地5 「安塚やすらぎ荘」内	電話:025-592-3033 FAX:025-592-3060 開設日時:月～金 8:30～17:30	安塚区
大島地域包括支援センター(サテライト) 大島区岡3388番地1 「大島地区公民館」内	電話:025-594-7109 FAX:025-594-7110 開設日時:月～金 8:30～17:30	大島区 牧区
牧地域包括支援センター(サテライト) 牧区大月252番地 特別養護老人ホーム「沖見の里」内	電話:025-529-3181 FAX:025-533-6531 開設日時:月～金 8:30～17:30	
上越あたご地域包括支援センター三和(拠点) 三和区井ノ口444番地 「三和区総合事務所」内	電話:025-530-7581 FAX:025-530-7582 開設日時:月～金 8:30～17:30	三和区
上越あたご地域包括支援センター中郷(サテライト) 中郷区二本木1959番地4 「中郷保健相談センター」内	電話:0255-74-2355 FAX:0255-74-2633 開設日時:月～金 8:30～17:30	中郷区
上越あたご地域包括支援センター板倉(サテライト) 板倉区針722番地1 「板倉区総合事務所」内	電話:0255-78-7531 FAX:0255-78-7532 開設日時:月～金 8:30～17:30	板倉区 清里区
上越あたご地域包括支援センター清里(サテライト) 清里区荒牧18番地 「清里区総合事務所」内	電話:025-530-7612 FAX:025-530-7613 開設日時:月～金 8:30～17:30	

※土日・祝日、年末年始等 休み

# 障害福祉

問 福祉課 ☎ 025-520-5695

※手当の支給額は、令和3年度のものであります。

## 特別障害者手当

### 【対象者】

家庭で生活している20歳以上の人で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

### 【支給額・支給月】

月額27,350円 5月・8月・11月・2月

### 【その他】

所得制限があります。施設入所の場合は受給できません。病院等（介護老人保健施設を含む）に3か月を超えて入院している人は受給できません。認定となった場合、申請月の翌月からの支給となります。

## 精神障害者入院医療費助成制度

### 【対象者】

精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する市民で、精神科病院の精神科病床に入院している人

### 【助成額・支給月】

月額5,000円 4月・9月・12月

### 【その他】

所得制限があります。申請月から支給対象となります。

## 特別児童扶養手当

### 【対象者】

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父または母（父母が監護できないときは、父母に代わりその児童を養育する人）に支給します。

### 【支給額・支給月】

1級 月額52,500円 2級 月額34,970円  
4月・8月・11月

### 【その他】

所得制限があります。施設入所の場合は受給できません。認定となった場合、申請月の翌月からの支給となります。

列車や路線バス、タクシーを運行する各交通事業者では、障害者割引を設定しています。詳しくは、各交通事業者へお問い合わせください。

## 障害児福祉手当

### 【対象者】

20歳未満の人で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人

### 【支給額・支給月】

月額14,880円 5月・8月・11月・2月

### 【その他】

所得制限があります。施設入所の場合は受給できません。認定となった場合、申請月の翌月からの支給となります。



## 重度心身障害者医療費助成制度

### 【対象者】

身体障害者手帳1級～3級の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者のいずれかに該当する人

### 【自己負担額】

（医療機関ごとに精算）

- 1 医療費 外来1回530円（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）、入院1日1,200円
- 2 調剤薬局 0円
- 3 訪問看護療養費 1日250円（原則介護保険優先）
- 4 入院時食事療養費標準負担額 保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている人に限り入院中の食事は無料（一部償還払い）
- 5 治療用装具 0円。一部負担金（保険者からの支給額を除いた自己負担額）の払い戻しを受けられます。保険者への手続きも必要です。

※保険外診療については適用外。

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生は一部負担金無料

### 【その他】

所得制限があります。事前の申請が必要です（申請した翌月から適用になります）。

## タクシーの利用助成

### 【対象者】

身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級及び療育手帳A所持者のいずれかに該当する人

### 【助成内容】

次のいずれかを選択

- ・タクシー利用券：1人につき年間24,000円（500円券×48枚）
- ・自動車燃料購入券：1人につき年間19,000円（500円券×38枚）
- ・自動車燃料購入費：1人につき年間上限19,000円

※申請に必要なものについては、福祉課へお問い合わせください。